

広島弁護士会 広島地区会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番66号
☎ (代 表) 082(228)0230
☎ (当番弁護士) 082(222)4915

広島弁護士会 吾地区会

〒737-0811 吾市西中央4丁目1番46号
☎ (代 表) 0823(24)6755
☎ (当番弁護士) 0823(24)6755

広島弁護士会 尾道地区会

〒722-0014 尾道市新居浜1丁目12番4号
☎ (代 表) 0848(22)4237
☎ (当番弁護士) 0848(22)4237

広島弁護士会 福山地区会

〒720-0031 福山市三吉町1丁目7番1号
☎ (代 表) 084(923)1798
☎ (当番弁護士) 084(923)1798

ふ あん こた
あなたの不安に答える

弁護士からのアドバイス



広島弁護士会 刑事弁護センター

● もくじ ●

- いま、あなたは………… P1
- これから、あなたはどうなるのでしょうか P2
- いま、あなたができることは P7
- これから、あなたができること P9
- 弁護士の頼みかた P10

いま、あなたは………

あなたは、今非行をおかしたとの疑い（嫌疑）で、
刑事さん（警察官）、検事さん（検察官）の調べを
う受けています。

あなたが何をしたと疑われているのか、刑事さん
からすでに聞いていると思います。その疑いが本当
なら、あなたがこれから的人生を過ちなく生きてい
くために、どのような処分がよいか決めていくこと
になります。

もし、疑いが間違いなら、つまり、あなたがやつ
てもいいことを、やったと疑われているのなら、
あなたはその疑いを晴らさなくてはなりません。



これから、あなたは どうなるのでしょうか

1 あなたの処分をきめるのは誰でしょうか。

あなたが、今、警察または拘置所にいるのであれば、あなたが疑いをかけられている事件は、まだ家庭裁判所に送られていません。もうしばらくすれば事件が家庭裁判所に送られることになります。

あなたが疑いをかけられていることが本当かどうか、もし本当だとすれば、どのような処分にすれば、あなたが過ちなく人生を歩んでいけるのかは家庭裁判所の裁判官が決めることになります。

2 では、あなたはどのような処分をうけるのでしょうか。

それは、これからあなたに対するいろんな調査をして決めていきます。いまここでは予想できません。

家庭裁判所が決める処分には、次のようなものがあります。
不処分 ……家庭裁判所の手続の中で指導を受けて、審判を受けるけれども、その後の処分はしない。

保護観察 ……家庭に戻れるかわりに、あなたの生活を監督するひとたの人に頼みます。

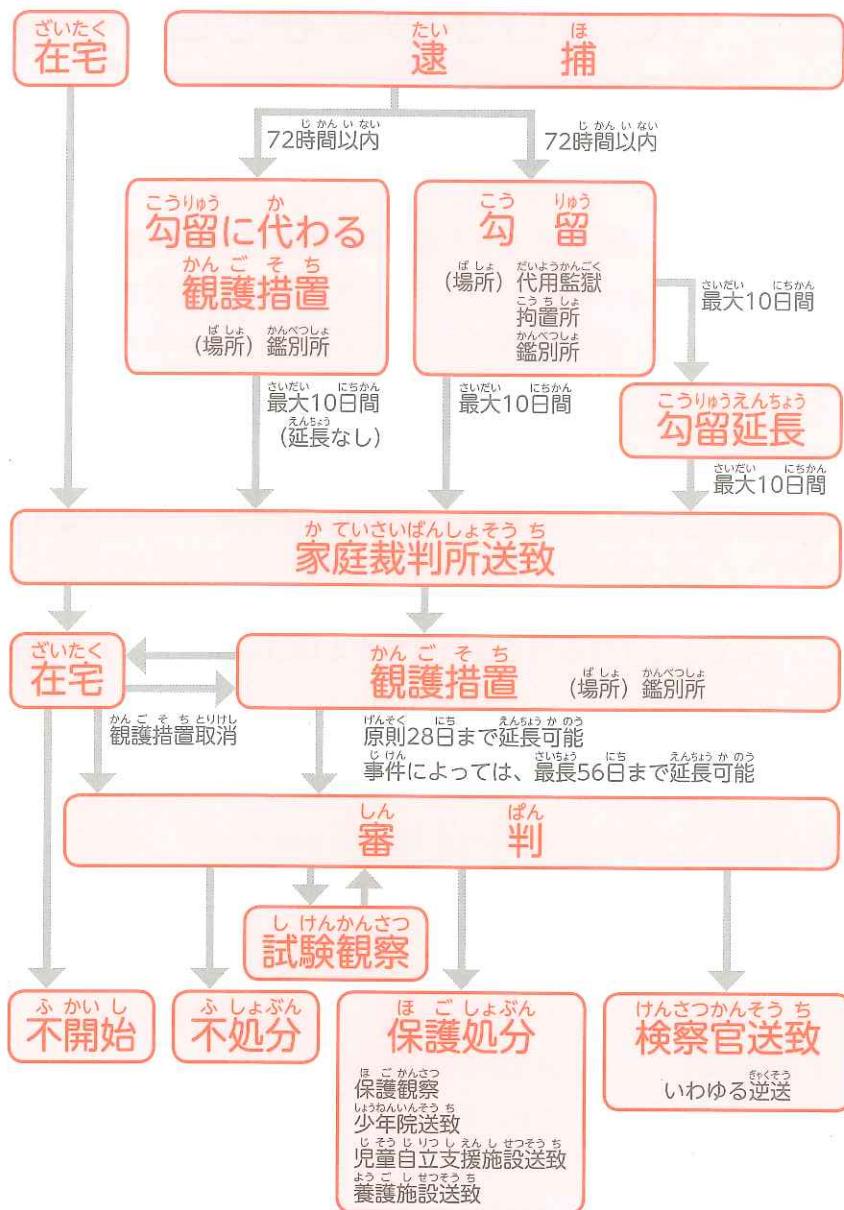
児童自立支援施設送致……児童自立支援施設で生活します。
あなたが中学生までの年齢ならば、児童自立支援施設に入ることができます。施設では、寮で職員の先生と生活を一緒にする中で、いろいろな指導を受けることになります。

少年院送致 ……少年院で生活します。少年院では、規則正しい集団生活の中で、先生の指導を受けてこれまでの自分や生活態度を見直し、勉強をしたり、職業訓練を受けたりすることになります。

試験観察 ……裁判官が、結論をすぐには出さずに、家庭裁判所の手続の中で、しばらくあなたの生活態度を見てから処分を決めることもあります。

検察官送致(逆送) ……あなたの年齢が高く、事件がとても重大な場合には、大人と同じやり方で裁判をしたほうがよいということで、大人と同じ手続に戻されることがあります。
あなたが、16歳以上で、事件が傷害致死、強盗致死、殺人など被害者を死なせてしまったものであれば、あなたは原則として検察官送致となります。

少年事件の手続の流れ



3 これから手續はどうなっていきますか。

処分が決まるまで、誰が、あなたや事件のことを調べていくのでしょうか。あなたの事件が家庭裁判所に送られる前と後とで、わざとけて書きます。

<事件が家庭裁判所に送られるまで>

まず、刑事さん（警察官）や検事さん（検察官）が調べます。この人たちは、主にあなたが事件のときにどんな行動をとったのかという「事件の内容」について調べます。あなたの事件が家庭裁判所に送られれば、この調べは終わります。あなたや事件の関係者から聞き取った記録は、すべて家庭裁判所に送られます。

<事件が家庭裁判所に送られると>

事件が家庭裁判所に送られると、調査官が事情を聞きにきます。調査官は家庭裁判所の人です。事件の内容だけではなく、事件に対するあなたの考え方、家族のこと、仕事のこと、学校のこと、友人のことなど、いろいろなことについて、あなたから話を聞いたり、あなたの家族などの関係者から話を聞いたりします。調べた記録は全部、家庭裁判所の裁判官に送られます。

それから鑑別所技官です。この人は、あなたがもし鑑別所に送られた場合に、あなたが鑑別所にいる間に調査をする人です。あなたから話を聞いたり、心理テストをしたりして、主にあなたの性格を調べます。この資料も家庭裁判所に送られます。

<審判>

このような、いろいろな資料がそろうと、審判を開きます。裁判官はあらかじめ全部の資料に目を通してますが、審判では、あなただけではなく、あなたの両親や世話をした人に集まって

もらい、みんなから、あなたのこれまでのことや、これからどうしたらよいかについて、裁判官が質問します。

あなたには、事件のことや、あなたがもし本当に事件を起こしたのであれば、どうしてそんなことをしたのか、どうすれば繰り返さなくてすむのか、これからあなたがどうしたいのか、などについて質問されるでしょう。

なお、ほとんどの場合には、この1回目の審判で裁判官があなたに対する処分を言い渡すことになります。

4 拘束

このような調査の間、いったいどれくらいの期間、あなたは拘束されるのでしょうか。

これは、法律できちんと決めてあります。

事件が家庭裁判所に送られるまで

最長で23日間の場合と、13日間の場合があります。
場所は、警察署や拘置所、または少年鑑別所です。

もちろん、「最長で」ということですから、もっと短い場合もあります。

事件が家庭裁判所に送られてから

事件が家庭裁判所に送られたあと拘束は最長で28日間です。
場所は少年鑑別所です。

もちろん、これも「最長で」ということですから、もっと短くなる場合もあります。

なお、あなたの事件について、家庭裁判所が証人を呼んで話を聞くなど、手続に特別に時間がかかる場合には、さらに最長28日間（合計56日間）拘束されることがあります。

いま、あなたができることは

刑事さんや検事さんの取り調べについて

① 言いたくないことは、言わなくてもよい。

あなたは、取り調べを受けても、いいたくなければずっと黙っている権利があります。これを黙秘権といいます。権利があるということは、それをすることで、あなたが不利になることはない、あなたがそれをすることを、誰も妨害できないということです。刑事さんも検事さんも無理にあなたに話をさせることはできません。



② 自分の言い分と違う調書は訂正を

刑事さんや、検事さんは、あなたの取り調べをして、それを文章にして記録します。記録するときに、最後に刑事さんや検事さんは全部声に出してそれを読んで、記録の一一番後ろのところに、あなたの名前を書いて、指紋を押すようにいいます。



あなたが、そこに名前を書いて指紋を押せば、それでそこに書いてあることは全部あなたがしゃべったことになります。だから、もし刑事さんや検事さんが最後に声を出して読んだ中に、あなたが本当に言いたいことと違うことが含まれていたら、それをなおしてもうようにいってください。もし、訂正してもらえないければ、後ろ

のところに名前を書いたり、指紋を押したりすることを断ることができます。

③ それから、これは大事です。

あなたが、やっていないことを、やったと認めてはいけません。審判のときに本当のことを言えば信じてもらえると思うと、間違いです。一度「やった」という記録ができてしまうと、それは間違いだったと、あとになって言っても、なかなか信じてもらえないかもしれません。やってもないことを、やったと言ってしまって、最後まで信じてもらえなかつた人はたくさんいるのです。

<そのほか>

① 家族や世話になっている人への連絡

電話をかけることはできませんが、手紙や葉書なら出せます。びんせんや切手、封筒などの買い物方は係りの人に聞いてください。ただし、接見禁止といって、面会を制限されている場合は、手紙や葉書も出せません。

② あなたの弁護士を選ぶ

あなたには、弁護士を頼む権利があります。弁護士は、あなたに対する疑いが、もし間違いであれば、それを晴らすように、いろいろな注意や援助をしてくれます。



もし、疑われていることが本当だったとしても、取り調べのやり方がおかしくないかをチェックしたり、家庭裁判所での審判にむけて、これからどうすればよいかを、あなたと一緒に考えてくれます。弁護士を頼んでもあなたに不利になることはありません。

これから、あなたができること



もし、あなたがやっていないことで、うたがいをかけられているのなら、これから先も、刑事さんにはもちろん、検事さん、鑑別所の人、家庭裁判所の調査官、そして、家庭裁判所の裁判官に、やっていないということをはっきり言つ続けることです。もし、いったん「やった」と言ってしまっていても、今からは「やっていない」とはっきり言うことです。

また、もしほんとうに事件をおこしてしまったのなら、そのときのことをよく思い出して、なんでそなこになってしまったのか、じっくり考えてほしいと思います。

これから、鑑別所の人や家庭裁判所の調査官が、あなたに事情を聞きにきますから、そのときに、どうして事件をおこしてしまったのかということや、あなたの親や学校、職場、友だちに対するあなたの思いを、すなおに話してみてはどうでしょうか。

弁護士の頼みかた

あなたは、「これからどうなっていくか不安だ。」「いろいろ相談したい。」「ともかく話だけでもできる人がほしい。」と感じているかも知れません。それなら、ぜひ弁護士を頼んでみてはどうでしょうか。

弁護士は、あなたのやったことを、しかったり、怒ったりするのが仕事ではありません。家庭裁判所の審判に向けて、これからあなたはどうしたらいいのか、家族はどうしたらいいのかを、あなたとともに考え、またあなたと一緒にになって考えたことを、裁判所に伝えていくのが仕事です。

今日来た弁護士は、私選紹介（当番）弁護士制度や被疑者国選弁護人制度によってあなたに会いにきた弁護士です。これからも弁護士を頼みたいというのであれば、警察や鑑別所の人にもそういってください。

このことは、あなただけで決めることができます。もちろん家族の人と相談してから決めてかまいません。今日来た弁護士に頼むこともできますし、別の人にお願いすることもできます。

広島弁護士会では、あなたのような少年には特に弁護士の助けが必要だと考えています。警察すでに弁護士を呼んでいても、鑑別所で呼ばれたときには、弁護士が会いに来てくれる仕組みを作っています。安心して弁護士を呼んでください。

弁護士を頼むには、お金がかかるのではないかという心配はいりません。もしあなたの家族にお金の余裕がなく、支払いが難しければ、日本司法支援センターというところが、かわりにお金を支払ってくれたり、お金を立て替えてくれたりする仕組みがあります。

詳しく説明すると、法律援助制度という仕組みと、被疑者国選弁護

制度・国選付添人制度という仕組みがあります。ただし、被疑者国選弁護制度という仕組みは、あなたの事件が家庭裁判所に送られるまでの間のみの制度であり、国選付添人制度は、家庭裁判所に事件が送られてからの制度です。これらの仕組みがどのような場合に利用できるのか、あなたの場合にどれを利用できるのかについては、弁護士に詳しく説明してもらってください。